



平成 25 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 チムニ一株式会社
代表者名 代表取締役社長 和泉 學
(コード番号 : 3178 東証第二部)
問合せ先 執行役員戦略担当 吉成 章博
電話番号 03-3626-2341

株式会社やまやによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 7 日開催の取締役会において、以下の通り、株式会社やまや（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 公開買付者の概要

(1)	名 称	株式会社やまや																
(2)	所 在 地	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目 4 番 1 号																
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山内 英靖																
(4)	事 業 内 容	酒類等販売事業																
(5)	資 本 金	3,247 百万円																
(6)	設 立 年 月 日	昭和 45 年 11 月 26 日																
(7)	大株主及び持株比率 (平成 25 年 3 月 31 日 現在)	<table><tbody><tr><td>山内英靖</td><td>20.00%</td></tr><tr><td>イオン株式会社</td><td>19.10%</td></tr><tr><td>山内コンサルタント有限会社</td><td>15.18%</td></tr><tr><td>山内浩晶</td><td>10.00%</td></tr><tr><td>株式会社七十七銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)</td><td>2.02%</td></tr><tr><td>山内英房</td><td>1.82%</td></tr><tr><td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td><td>1.33%</td></tr><tr><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）</td><td>1.31%</td></tr></tbody></table>	山内英靖	20.00%	イオン株式会社	19.10%	山内コンサルタント有限会社	15.18%	山内浩晶	10.00%	株式会社七十七銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.02%	山内英房	1.82%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.33%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	1.31%
山内英靖	20.00%																	
イオン株式会社	19.10%																	
山内コンサルタント有限会社	15.18%																	
山内浩晶	10.00%																	
株式会社七十七銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	2.02%																	
山内英房	1.82%																	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.33%																	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	1.31%																	

		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.06%
		山内一枝	0.79%
(8)	当社と公開買付者の関係		
	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の 305,000 株（株式所有割合（注）1.56%）を保有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は公開買付者から酒類等の仕入れを行っております。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注)「株式所有割合」とは、当社が平成 25 年 11 月 7 日に公表した平成 25 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の当社株式の発行済株式総数 (19,340,800 株) に、新株予約権 (7,140 個：当社が平成 25 年 3 月 26 日に提出した第 5 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の新株予約権の数 (7,630 個) に、同日から平成 25 年 9 月 30 日までの変更 (平成 25 年 3 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までに、新株予約権は 490 個減少しております。) を反映した新株予約権の数) の目的となる当社株式の数 (714,000 株) を加え、上記平成 25 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在当社が所有する自己株式数 (530,500 株) を控除した株式数 (19,524,300 株) に対する所有株式数の割合を意味し、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。以下同じです。

2. 買付け等の価格

当社株式 1 株につき、1,510 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、公開買付による本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本公開買付けは、買付予定数の上限が設定された、いわゆる部分買付けであり、当社株式の上場は維持される予定です。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの背景

当社は、公開買付により、本公開買付けの背景につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式 305,000 株（株式所有割合：1.56%）を所有しておりますが、このたび、平成 25 年 11 月 7 日開催の取締役会において、当社を公開買付者の連結子会社とする目的として本公開

買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、当社を連結子会社化することを主な目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の下限及び上限を9,500,000株（株式所有割合48.66%。なお、本公開買付けにより当該9,500,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式（9,805,000株）の株式所有割合は50.22%）としているとのことです。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,500,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けにあたり、当社の大株主であり、当社株式4,566,500株（株式所有割合：23.39%）を保有するCarlyle Japan International Partners II, L.P.（以下「CJIP II」といいます。）、当社株式4,409,700株（株式所有割合：22.59%）を保有するCarlyle Japan Partners II, L.P.（以下「CJP II」といいます。）、当社株式283,900株（株式所有割合：1.45%）を保有するCJP Co-Investment II B, L.P.（以下「CJP CI II B」といいます。）及び当社株式105,100株（株式所有割合：0.54%）を保有するCJP Co-Investment II A, L.P.（以下「CJP CI II A」とい、CJIP II、CJP II、CJP CI II B、及びCJP CI II Aを、総称して以下「カーライルファンド」といいます。）は、公開買付者との間で、平成25年11月7日付で公開買付けの実施及び応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、その所有する当社株式9,365,200株（株式所有割合：47.97%）全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです（本応募契約の概要については、後記「4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

② 公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者における意思決定に至る過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、昭和45年11月に設立され、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことを経営理念とし、酒類を中心とする嗜好品の小売販売を中心とした事業を展開してきたとのことです。平成6年9月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成14年3月の東京証券取引所市場第二部上場、平成16年3月の東京証券取引所市場第一部上場を経て、現在に至っているとのことです。

公開買付者及びその連結子会社4社並びに関連会社1社（以下これら6社を総称して「公開買付者グループ」といいます。）は、平成25年10月31日現在、全国に306店舗を展開しております。商品開発・直

輸入・自社通関・物流の合理化を徹底的に追求した独自のシステムである「ワールドリカーシステム」を構築し、“良いものを、安く、豊富に、安定して”お客様にお届けすると同時に、生産者様・地元企業等のお取引先様と共同で魅力的な商品開発に取り組んできたとのことです。公開買付者は、この「ワールドリカーシステム」を経営戦略の根幹に据え、多様化するお客様ニーズに対応できる「酒類を中心とした嗜好品の専門店」チェーンとして、営業力・マーチャンダイジング力の強化を図り、国際的なネゴシアン機能（お客様と原料生産農家、醸造家をつなぐ酒商としての働き）の拡充を図っているとのことです。

一方、当社は、昭和 59 年 2 月に創業し東京証券取引所市場第二部に上場していたチムニー株式会社（以下「旧チムニー」といいます。）の株式取得及び支配を目的として、平成 21 年 9 月に株式会社エフ・ディーとして、プライベート・エクイティ投資会社であるカーライル・グループに属する投資ファンドである CJP II General Partner, L.P. によって設立されました。当社は、平成 21 年 12 月に公開買付けにより旧チムニーの株式を 7,968,028 株（旧チムニーの平成 21 年 8 月 14 日現在の発行済株式総数である 9,100,000 株に対する割合：87.56%）取得し同社を連結子会社化した後、同社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨、及び旧チムニーを当社の完全子会社とする目的として、旧チムニー普通株式に全部取得条項を付す旨の規定をそれぞれ新設しました。そして、上記変更後の定款に基づき、株主から全部取得条項付普通株式の全てを取得することを通じて、旧チムニーを完全子会社化しました。上記手続きに伴い同社普通株式は平成 22 年 4 月に上場廃止となり、その後平成 22 年 9 月に、当社を存続会社、旧チムニーを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うと同時に、当社の商号をチムニー株式会社に変更して、現在に至っております。

旧チムニーは、昭和 59 年 2 月にジャスコ株式会社（現イオン株式会社）の 100%出資の子会社として設立され、海鮮居酒屋築地「はなの舞」や海鮮料理に特化した「さかなや道場」等の居酒屋を中心とした外食店舗の運営、店舗のフランチャイズ展開、食材の供給を主な事業としていましたが、前述のとおり、カーライルファンドにより、①経営管理力の強化、②教育制度の構築、③新業態の開発等を通じた中長期的な企業価値の向上を企図したマネジメント・バイアウトが実施され、旧チムニー株式は非公開化されました。非公開化後、旧チムニー（本合併後は当社を意味します。）は、カーライルファンドの協力の下、意思決定スピードの強化や業務の効率化が図られ、社内における調理教育のための「ABC 大学」の設置や海鮮食材の提供をより強固なものとするための魚鮮水産株式会社の設立、鉄板料理・豆腐料理を中心とする「升屋」や串焼きホルモンに特化した「新橋やきとん」等の店舗グループの買収等、様々な施策により変化を遂げ、より一層の業績拡大を目指して平成 24 年 12 月に東京証券取引所市場第二部に上場しており、さらに、今後の経済環境、当社業績見込み等次第では東京証券取引所市場第一部への市場変更を申請することも検討しております（なお、本日現在、当社は東京証券取引所に対して同市場第一部への市場変更の申請を行っておらず、同市場第一部への市場変更の申請の是非、市場変更の申請の時期等も含めて検討段階にとどまっており、現時点では当社において具体的な意思決定はなされていません。）。

当社は、「心」と「食」と「飲」を通じて、世界中のお客様から「ありがとう」といわれることを企業理念としており、常にお客様に喜ばれるサービスを提供していく企業を目指しています。当社の事業は、当社のブランドで直営店及びフランチャイズ店舗を展開する飲食事業、官公庁をはじめとする一定の施設

内で飲食を中心とし、飲食を中心としたコントラクト事業、及びその他事業の3つのセグメントから成り立っており、平成25年9月末現在、飲食事業直営店311店舗、コントラクト店98店舗、FC店290店舗、総店舗数699店舗（当社の非連結子会社2社の21店舗を含めると720店舗）を全国で運営しております。

公開買付者グループと、当社及び当社の非連結子会社3社（以下これら4社を総称して「当社グループ」といいます。）を取り巻く環境は、中長期的な少子高齢化や生産年齢人口減少等による市場の縮小と社会保障の先行き不安、消費行動の構造変化、及び消費増税等により、引き続き厳しい状況が続いております。かかる環境下、公開買付者グループとしては「ワールドリカーシステム」のより一層の強化と酒類等販売チャネルの拡大に取り組み、内食・外食双方で幅広い商品提供のソリューション提案を目指しているとのことです。

また、当社グループは、漁業権・買參権の取得といった一次産業、それら鮮魚を当社独自のバックキッチンで加工する二次産業、及びお客様への流通販売を行う三次産業の有機的・総合的結合を推進しています。加えて、コントラクト事業の強化やM&Aによる新業態の運営を通じて業態ポートフォリオの充実を図っております。

公開買付者は、平成25年7月下旬から、当社の大株主であるカーライルファンドが、当社の新たなパートナーを検討するために、その保有する当社株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスに参加し、カーライルファンド及び当社から提出された当社の事業・財務等に関する資料等の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選定した上で、当社株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。検討の結果、公開買付者は、当社グループの居酒屋業界における稀有なプレゼンス及び高い収益力を持つビジネスモデルを高く評価し、本公開買付け及び連結子会社化を通じて、戦略的事業パートナーとしての当社の経営の独立性を尊重しつつ、より強固な資本関係を構築することにより、当社にとっては公開買付者グループとの酒類の共同調達による一層のコストシナジーや公開買付者からのグローバルな酒類の供給、また公開買付者グループにとっては、酒類販売チャネルや取扱商品の拡大等の効果が見込まれ、両社の事業シナジーの最大化に繋がり、ひいては両社の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。上記分析、検討を経た本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件をカーライルファンドに対して提示し、平成25年10月、カーライルファンドの選定の結果、最終買付候補者に選定されたとのことです。公開買付者は、その後、カーライルファンドとの間で交渉を進め、その結果、諸条件の合意に至ったことから、平成25年11月7日の取締役会にて、本公開買付け実施の決議をし、同日、カーライルファンドとの間で本応募契約を締結したとのことです。なお、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は当社との間で、販売、商品開発、業態開発、物流、物件開発、FCオーナー開発等、広範囲にわたり提携関係を構築し、双方にとりメリットの出るような施策を進めていきたいと考えているとのことです。公開買付者は、現時点においては、当社の役員構成の変更を考えていないものの、当社が平成26年3月に開催する予定の定時株主総会（以下「当社定時株主総会」

といいます。)での承認を経て、公開買付者から取締役を若干名派遣することを想定しているとのことです。なお、公開買付者は当社の取締役会を構成する取締役の人数の過半数を派遣することは考えていないとのことです。また、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから当社の社外取締役に派遣されている大塚博行氏に関しましては、当社定時株主総会の終了までは当社の社外取締役を継続する方針であり、それ以降については未定であります。今後の経営体制及び具体的な施策については、本公開買付け後に両社で協議を進める予定とのことです。

また、当社は、当社株式の東京証券取引所市場第二部から同市場第一部への市場変更の申請を検討しておりますが、公開買付者は当社の方針を支持する考えとのことです。

③ 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、公開買付者の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した当社の企業文化を高く評価し、今後も当社の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、公開買付者グループとの酒類の共同調達によって当社において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。なお、当社の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。そして、上記取締役会には当社社外監査役2名を含む当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。一方で、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、近時の東京証券取引所市場第二部における当社株式の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）から取得した当社株式の株式価値算定書に照らせば、妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼し、AGSコンサルティングから本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当

社は、AGSコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

AGSコンサルティングは、当社株式の株式価値算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を採用し、当社株式の株式価値を算定しており、各方式に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	983円から 1,047円
類似会社比較法	1,293円から 1,657円
DCF法	1,275円から 1,709円

市場株価法では、最近における当社株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年11月6日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均株価1,047円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均株価996円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均株価983円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を983円から1,047円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて当社株式の株式価値を分析し、その1株当たりの株式価値の範囲を1,293円から1,657円までと算定しております。

他方で、DCF法では、当社が提出した当社に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が第6期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,275円から1,709円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

また、AGSコンサルティングは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（9,500,000株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で9,805,000株（株式所有割合：50.22%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き上場が維持される予定です。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、本公開買付け後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の大株主であるカーライルファンドが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、カーライルファンドと少数株主との利害が必ずしも一致するものではないことから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正を担保するため、以下の措置を講じております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成25年11月6日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したことです。なお、公開買付者は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 983円～1,084円

類似会社比較法 : 1,197円～1,695円

DCF法 : 1,609円～2,024円

市場株価平均法では、平成25年11月5日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,084円、直近5営業日の終値単純平均値1,080円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,046円、直近3ヶ月間の終値単純平均値994円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値983円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、983円から1,084円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,197円から1,695円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が第6期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,609円から2,024円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25

年 11 月 6 日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値 1,079 円に対して 39.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 25 年 11 月 6 日までの直近 5 営業日の終値単純平均値 1,080 円に対して 39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 25 年 11 月 6 日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値 1,047 円に対して 44.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 25 年 11 月 6 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 996 円に対して 51.61%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成 25 年 11 月 6 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 983 円に対して 53.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である A G S コンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼し、A G S コンサルティングから本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年 11 月 6 日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、その意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成 25 年 11 月 7 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、上記「(3) 算定に関する事項」及び「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言等を踏まえた上で、公開買付者の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した当社の企业文化を高く評価し、今後も当社の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、公開買付者グループとの酒類の共同調達によって当社において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成 25 年 11 月 7 日開催の当社取締役会において、大塚博行氏を除く当社取締役 4 名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、上記「(3) 算定に関する事項」及び「② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認め

られることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。そして、上記取締役会には当社社外監査役2名を含む当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、カーライルファンドとの間で、平成25年11月7日付で本応募契約を締結していることです。本応募契約において、カーライルファンドは（ア）公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、（イ）公開買付者の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと（注1）及び（ウ）本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと（注2）を前提条件として、カーライルファンドの保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしていることです。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、カーライルファンドが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されていないことです。一方、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに、公開買付者の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき公開買付者が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は公開買付者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、カーライルファンドは本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、第三者により当社株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、かつ対抗公開買付けにおける当社株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、公開買付者との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、カーライルファンドは本公開買付けに応募せず、又は本応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募することができるとされていることです。

（注1） 本応募契約において、公開買付者は（ア）公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、（イ）公開買付者の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、（ウ）公開買付者に対する強制執行可能性、（エ）公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、（オ）本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、（カ）本公開買付けの結果取得することになる当社株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っていることです。

（注2） 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、当社株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

る法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があるとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

(参考) 買付等の概要（別添）

公開買付者が本日公表した「チムニー株式会社（証券コード 3178）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以上



平成 25 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 やまや
住 所 仙台市宮城野区榴岡三丁目 4 番 1 号
代表者および役職名 代表取締役社長 山内英靖
社長執行役員 (コード番号 9994 東証第一部)
問い合わせ先 執行役員社長室室長 久野朋美
電話 (022) 742-3115

チムニー株式会社株式（証券コード 3178）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社やまや（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 11 月 7 日開催の当社の取締役会において、以下のとおり、チムニー株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者株式 305,000 株（対象者が平成 25 年 11 月 7 日に公表した平成 25 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の対象者株式の発行済株式総数（19,340,800 株）に、新株予約権（7,140 個：対象者が平成 25 年 3 月 26 日に提出した第 5 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の新株予約権の数（7,630 個）に、同日から平成 25 年 9 月 30 日までの変更（対象者によれば、平成 25 年 3 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までに、新株予約権は 490 個減少しているとのことです。）を反映した新株予約権の数）の目的となる対象者株式の数（714,000 株）を加え、上記平成 25 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（530,500 株）を控除した株式数（19,524,300 株）に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：1.56%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じ。）を所有しておりますが、このたび、平成 25 年 11 月 7 日開催の当社取締役会において、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを主な目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の下限及び上限を 9,500,000 株（株式所有割合 48.66%。なお、本公開買付けにより当該 9,500,000 株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（9,805,000 株）の株式所有割合は 50.22%）としております。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,500,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定する

あん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公司買付けにあたり、対象者の大株主であり、対象者株式 4,566,500 株（株式所有割合：23.39%）を保有する Carlyle Japan International Partners II, L.P.（以下「CJIP II」といいます。）、対象者株式 4,409,700 株（株式所有割合：22.59%）を保有する Carlyle Japan Partners II, L.P.（以下「CJP II」といいます。）、対象者株式 283,900 株（株式所有割合：1.45%）を保有する CJP Co-Investment II B, L.P.（以下「CJP CI II B」といいます。）及び対象者株式 105,100 株（株式所有割合：0.54%）を保有する CJP Co-Investment II A, L.P.（以下「CJP CI II A」とい、CJIP II、CJP II、CJP CI II B、及び CJP CI II A を、総称して以下「カーライルファンド」といいます。）は、当社との間で、平成 25 年 11 月 7 日付で公開買付けの実施及び応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、その所有する対象者株式 9,365,200 株（株式所有割合：47.97%）全てを本公司買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要については、後記「(3) 本公司買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

なお、対象者が平成 25 年 11 月 7 日に公表した「株式会社やまやによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社による本公司買付けの提案を慎重に検討した結果、当社の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した対象者の企業文化を高く評価し、今後も対象者の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、当社グループ（後記「(2) 本公司買付けの目的及び背景並びに本公司買付け後の経営方針」で定義します。）との酒類の共同調達によって対象者において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公司買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成 25 年 11 月 7 日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 5 名中、出席取締役 4 名）の全員一致により、本公司買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公司買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役 2 名を含む対象者監査役の 3 名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。一方で、本公司買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公司買付価格」といいます。）は、近時の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公司買付価格が株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値算定書に照らせば、妥当であると考えられるものの、本公司買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公司買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公司買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公司買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

（2）本公司買付けの目的及び背景並びに本公司買付け後の経営方針

当社は、昭和 45 年 11 月に設立され、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことを経営理念とし、酒類を中心とする嗜好品の小売販売を中心とした事業を展開しております。平成 6 年 9 月に日本証券業協会に当社株式を店頭登録し、平成 14 年 3 月の東京証券取引所市場第二部上場、平成 16 年 3 月の東京証券取引所市場第一部上場を経て、現在に至っております。

当社及びその連結子会社 4 社並びに関連会社 1 社（以下これら 6 社を総称して「当社グループ」といいます。）は、平成 25 年 10 月 31 日現在、全国に 306 店舗を展開しております。商品開発・直輸入・自社通関・物流の合理化を徹底的に追求した独自のシステムである「ワールドリカーシステム」を構築し、“良いものを、安く、豊富に、安定して”お客様にお届けすると同時に、生産者様・地元企業等のお取引先様と共に魅力的な商品開発に取り組んで参りました。当社は、この「ワールドリカーシステム」を経営戦略の根幹に据え、多様化するお客様ニーズに対応できる「酒類を中心とした嗜好品の専門店」

チェーンとして、営業力・マーチャンダイジング力の強化を図り、国際的なネゴシアン機能（お客様と原料生産農家、醸造家をつなぐ酒商としての働き）の拡充を図っております。

一方、対象者は、昭和 59 年 2 月に創業し東京証券取引所市場第二部に上場していたチムニー株式会社（以下「旧チムニー」といいます。）の株式取得及び支配を目的として、平成 21 年 9 月に株式会社エフ・ディーとして、プライベート・エクイティ投資会社であるカーライル・グループに属する投資ファンドである CJP II General Partner, L.P. によって設立されました。対象者は、平成 21 年 12 月に公開買付けにより旧チムニーの株式を 7,968,028 株（旧チムニーの平成 21 年 8 月 14 日現在の発行済株式総数である 9,100,000 株に対する割合：87.56%）取得し同社を連結子会社化した後、同社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨、及び旧チムニーを対象者の完全子会社とする目的として、旧チムニー普通株式に全部取得条項を付す旨の規定をそれぞれ新設しました。そして、上記変更後の定款に基づき、株主から全部取得条項付普通株式の全てを取得することを通じて、旧チムニーを完全子会社化しました。上記手続きに伴い同社普通株式は平成 22 年 4 月に上場廃止となり、その後平成 22 年 9 月に、対象者を存続会社、旧チムニーを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うと同時に、対象者の商号をチムニー株式会社に変更して、現在に至っております。

旧チムニーは、昭和 59 年 2 月にジャスコ株式会社（現イオン株式会社）の 100%出資の子会社として設立され、海鮮居酒屋築地「はなの舞」や海鮮料理に特化した「さかなや道場」等の居酒屋を中心とした外食店舗の運営、店舗のフランチャイズ展開、食材の供給を主な事業としていましたが、前述のとおり、カーライルファンドにより、①経営管理力の強化、②教育制度の構築、③新業態の開発等を通じた中長期的な企業価値の向上を企図したマネジメント・バイアウトが実施され、旧チムニー株式は非公開化されました。非公開化後、旧チムニー（本合併後は対象者を意味します。）は、カーライルファンドの協力の下、意思決定スピードの強化や業務の効率化が図られ、社内における調理教育のための「ABC 大学」の設置や海鮮食材の提供をより強固なものとするための魚鮮水産株式会社の設立、鉄板料理・豆腐料理を中心とする「升屋」や串焼きホルモンに特化した「新橋やきとん」等の店舗グループの買収等、様々な施策により変化を遂げ、より一層の業績拡大を目指して平成 24 年 12 月に東京証券取引所市場第二部に上場しております。さらに、対象者によれば今後の経済環境、対象者業績見込み等次第では東京証券取引所市場第一部への市場変更を申請することも検討しているとのことです（なお、対象者によれば、本日現在、対象者は東京証券取引所に対して同市場第一部への市場変更の申請を行っておらず、同市場第一部への市場変更の申請の是非、市場変更の申請の時期等も含めて検討段階にとどまっており、現時点では対象者において具体的な意思決定はなされていないとのことです。）。

対象者は、「心」と「食」と「飲」を通じて、世界中のお客様から「ありがとう」といわれることを企業理念としており、常にお客様に喜ばれるサービスを提供していく企業を目指しています。対象者の事業は、対象者のブランドで直営店及びフランチャイズ店舗を展開する飲食事業、官公庁をはじめとする一定の施設内で飲食を中心に提供するコントラクト事業、及びその他事業の 3 つのセグメントから成り立っており、平成 25 年 9 月末現在、飲食事業直営店 311 店舗、コントラクト店 98 店舗、FC 店 290 店舗、総店舗数 699 店舗（対象者の非連結子会社 2 社の 21 店舗を含めると 720 店舗）を全国で運営しております。

当社グループと、対象者及び対象者の非連結子会社 3 社（以下これら 4 社を総称して「対象者グループ」といいます。）を取り巻く環境は、中長期的な少子高齢化や生産年齢人口減少等による市場の縮小と社会保障の先行き不安、消費行動の構造変化、及び消費増税等により、引き続き厳しい状況が続いております。かかる環境下、当社グループは「ワールドリカーシステム」のより一層の強化と酒類等販売チャネルの拡大に取り組み、内食・外食双方で幅広い商品提供のソリューション提案を目指しております。

また、対象者グループは、漁業権・買參権の取得といった一次産業、それら鮮魚を対象者独自のバックキッチンで加工する二次産業、及びお客様への流通販売を行う三次産業の有機的・総合的結合を推進しています。加えて、コントラクト事業の強化や M&A による新業態の運営を通じて業態ポートフォリオの充実を図っております。

当社は、平成 25 年 7 月下旬から、対象者の大株主であるカーライルファンドが、対象者の新たなパー

トナーを検討するために、その保有する対象者株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスに参加し、カーライルファンド及び対象者から提出された対象者の事業・財務等に関する資料等の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選定した上で、対象者株式の取得について分析、検討を進めて参りました。検討の結果、当社は、対象者グループの居酒屋業界における稀有なプレゼンス及び高い収益力を持つビジネスモデルを高く評価し、本公開買付け及び連結子会社化を通じて、戦略的事業パートナーとしての対象者の経営の独立性を尊重しつつ、より強固な資本関係を構築することにより、対象者にとっては当社グループとの酒類の共同調達による一層のコストシナジーや当社からのグローバルな酒類の供給、また当社グループにとっては、酒類販売チャネルや取扱商品の拡大等の効果が見込まれ、両社の事業シナジーの最大化に繋がり、ひいては両社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。上記分析、検討を経た本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件をカーライルファンドに対して提示し、平成 25 年 10 月、カーライルファンドの選定の結果、最終買付候補者に選定されました。当社は、その後、カーライルファンドとの間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから、平成 25 年 11 月 7 日の取締役会にて、本公開買付け実施の決議をし、同日、カーライルファンドとの間で本応募契約を締結いたしました。なお、本公開買付けが成立した場合には、当社は対象者との間で、販売、商品開発、業態開発、物流、物件開発、F C オーナー開発等、広範囲にわたり提携関係を構築し、双方にとりメリットの出るような施策を進めていきたいと考えております。現時点においては、対象者の役員構成を変更することは考えておりませんが、対象者が平成 26 年 3 月に開催する予定の定時株主総会（以下「対象者定時株主総会」といいます。）での承認を経て、当社から取締役を若干名派遣することを想定しております。なお、当社は対象者の取締役会を構成する取締役の人数の過半数を派遣することは考えておりません。また、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから対象者の社外取締役に派遣されている大塚博行氏に関しましては、対象者定時株主総会の終了までは対象者の社外取締役を継続する方針であり、それ以降については未定であります。今後の経営体制及び具体的な施策については、本公開買付け後に両社で協議を進める予定であります。

また、対象者によれば、対象者株式の東京証券取引所市場第二部から同市場第一部への市場変更の申請を検討しているとのことであり、当社は対象者の方針を支持する考えであります。

（3）本公開買付けに関する重要な合意等

当社は、カーライルファンドとの間で、平成 25 年 11 月 7 日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において、カーライルファンドは（ア）当社による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、（イ）当社の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと（注 1）及び（ウ）本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに当社が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと（注 2）を前提条件として、カーライルファンドの保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、カーライルファンドが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておりません。一方、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに、当社の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき当社が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は当社について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、カーライルファンドは本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、第三者により対象者株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、かつ対抗公開買付けにおける対象者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、当社との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、カーライルファンドは本公開買付けに応募せず、又は本応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募することができるとされております。

（注 1） 本応募契約において、当社は（ア）当社の適法かつ有効な設立及び存続、（イ）当社の本応

募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、(ウ) 当社に対する強制執行可能性、(エ) 当社による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ) 本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ) 本公開買付けの結果取得することになる対象者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

- (注2) 本応募契約において、当社が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、対象者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があります。

(4) 本公開買付価格の決定

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンティング・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年11月6日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 983円～1,084円
類似会社比較法	: 1,197円～1,695円
DCF法	: 1,609円～2,024円

市場株価平均法では、平成25年11月5日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,084円、直近5営業日の終値単純平均値1,080円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,046円、直近3ヶ月間の終値単純平均値994円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値983円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、983円から1,084円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,197円から1,695円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が第6期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシング・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,609円から2,024円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,079円に対して39.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近5営業日の終値単純平均値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,047

円に対して 44.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 25 年 11 月 6 日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値 996 円に対して 51.61%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成 25 年 11 月 6 日までの直近 6 ヶ月の終値単純平均値 983 円に対して 53.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（5）本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の大株主であるカーライルファンドが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、カーライルファンドと少数株主との利害が必ずしも一致するものではないことから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正を担保するため、以下の措置を講じております。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である AGS コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、AGS コンサルティングから本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年 11 月 6 日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、AGS コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

AGS コンサルティングは、対象者株式の株式価値算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法を採用し、対象者株式の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者株式の 1 株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	983 円から 1,047 円
類似会社比較法	1,293 円から 1,657 円
DCF 法	1,275 円から 1,709 円

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 25 年 11 月 6 日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均株価 1,047 円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均株価 996 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均株価 983 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 983 円から 1,047 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者株式の株式価値を分析し、その 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,293 円から 1,657 円までと算定しているとのことです。

他方で、DCF 法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が第 6 期第 3 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,275 円から 1,709 円までと分析しているとのことです。

なお、DCF 法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

また、AGS コンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関する記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留

意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年 11 月 7 日開催の対象者取締役会において、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「② 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言等を踏まえた上で、当社の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した対象者の企业文化を高く評価し、今後も対象者の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、当社グループとの酒類の共同調達によって対象者において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成 25 年 11 月 7 日開催の対象者取締役会において、大塚博行氏を除く対象者取締役 4 名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したことです。

また、上記「① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したことです。

なお、対象者の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役 2 名を含む対象者監査役の 3 名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(7) 本公開買付けによる上場廃止の可能性

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（9,500,000 株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で 9,805,000 株（株式所有割合：50.22%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	チムニー株式会社																				
② 所 在 地	東京都墨田区横網一丁目3番20号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和泉 學																				
④ 事 業 内 容	居酒屋を中心とした飲食業																				
⑤ 資 本 金	5,772,621千円(平成25年6月30日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	平成21年9月16日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成25年6月30日現在)	<table> <tr> <td>CARLYLE JAPAN INTERNATIONAL PARTNERS II, L.P.</td> <td>23.61%</td> </tr> <tr> <td>CARLYLE JAPAN PARTNERS II, L.P.</td> <td>22.80%</td> </tr> <tr> <td>加藤産業株</td> <td>5.17%</td> </tr> <tr> <td>麒麟麦酒株</td> <td>5.17%</td> </tr> <tr> <td>和泉 學</td> <td>3.12%</td> </tr> <tr> <td>(株)NSK</td> <td>2.59%</td> </tr> <tr> <td>(株)やまや</td> <td>1.58%</td> </tr> <tr> <td>CJP CO-INVESTMENT II B, L.P.</td> <td>1.47%</td> </tr> <tr> <td>チムニー従業員持株会</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>CJP CO-INVESTMENT II A, L.P.</td> <td>0.54%</td> </tr> </table>	CARLYLE JAPAN INTERNATIONAL PARTNERS II, L.P.	23.61%	CARLYLE JAPAN PARTNERS II, L.P.	22.80%	加藤産業株	5.17%	麒麟麦酒株	5.17%	和泉 學	3.12%	(株)NSK	2.59%	(株)やまや	1.58%	CJP CO-INVESTMENT II B, L.P.	1.47%	チムニー従業員持株会	0.95%	CJP CO-INVESTMENT II A, L.P.	0.54%
CARLYLE JAPAN INTERNATIONAL PARTNERS II, L.P.	23.61%																				
CARLYLE JAPAN PARTNERS II, L.P.	22.80%																				
加藤産業株	5.17%																				
麒麟麦酒株	5.17%																				
和泉 學	3.12%																				
(株)NSK	2.59%																				
(株)やまや	1.58%																				
CJP CO-INVESTMENT II B, L.P.	1.47%																				
チムニー従業員持株会	0.95%																				
CJP CO-INVESTMENT II A, L.P.	0.54%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>当社は、対象者株式305,000株(株式所有割合:1.56%)を保有しています。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>当社から対象者へ酒類等の販売を行っております。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	当社は、対象者株式305,000株(株式所有割合:1.56%)を保有しています。	人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社から対象者へ酒類等の販売を行っております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社は、対象者株式305,000株(株式所有割合:1.56%)を保有しています。																				
人 的 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者の間には、特筆すべき人的関係はありません。																				
取 引 関 係	当社から対象者へ酒類等の販売を行っております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者は、当社の関連当事者には該当しません。																				

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成25年11月7日(木曜日)
公開買付開始公告日	平成25年11月8日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成25年11月8日(金曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成25年11月8日(金曜日)から平成25年12月5日(木曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年12月19日(木曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,510円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年11月6日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 983円～1,084円

類似会社比較法 : 1,197円～1,695円

DCF法 : 1,609円～2,024円

市場株価平均法では、平成25年11月5日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,084円、直近5営業日の終値単純平均値1,080円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,046円、直近3ヶ月間の終値単純平均値994円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値983円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、983円から1,084円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,197円から1,695円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が第6期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,609円から2,024円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,079円に対して39.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近5営業日の終値単純平均値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,047円に対して44.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近3ヶ月の終値単純平均値996円に対して51.61%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成25年11月6日までの直近6ヶ月の終値単純平均値983円に対して53.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付価格は、当社が、対象者の東京証券取引所市場第二部への新規上場時における募集及び売出しにより平成24年12月に取得した価格（1株当たり取得価格1,000円）と比べると510円の差異があり、その後の市場買付けにより、平成24年12月から平成25年6月までに計56回の取引により取得した対象者株式の平均取得価格（1株当たりの取得価格は727円から1,000円であり、平均取得価格は963円）と比べると547円の差異がありますが、これらは、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上

場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を考慮することにより生じた差額によるものです。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

当社は、平成 25 年 7 月下旬から、対象者の大株主であるカーライルファンドが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスに参加し、カーライルファンド及び対象者から提出された対象者の事業・財務等に関する資料等の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選定した上で、対象者株式の取得について分析、検討を進めて参りました。検討の結果、当社は、対象者グループの居酒屋業界における稀有なプレゼンス及び高い収益力を持つビジネスモデルを高く評価し、本公開買付け及び連結子会社化を通じて、戦略的事業パートナーとしての対象者の経営の独立性を尊重しつつ、より強固な資本関係を構築することにより、対象者にとっては当社グループとの酒類の共同調達による一層のコストシナジーや当社からのグローバルな酒類の供給、また当社グループにとっては、酒類販売チャネルや取扱商品の拡大等の効果が見込まれ、両社の事業シナジーの最大化に繋がり、ひいては両社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。上記分析、検討を経た本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件をカーライルファンドに対して提示し、平成 25 年 10 月、カーライルファンドの選定の結果、最終買付候補者に選定されました。当社は、その後、カーライルファンドとの間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから、平成 25 年 11 月 7 日の取締役会にて、本公開買付け実施の決議をし、同日、カーライルファンドとの間で本応募契約を締結いたしました。

当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 983 円～1,084 円

類似会社比較法 : 1,197 円～1,695 円

DCF 法 : 1,609 円～2,024 円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成 24 年 12 月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成 25 年 11 月 7 日開催の取締役会において、本公開買付価格を 1 株当たり 1,510 円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,500,000 株	9,500,000 株	9,500,000 株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,500,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,050 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	95,000 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.22%)
対象者の総株主の議決権の数	187,947 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（9,500,000 株）にかかる議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 25 年 8 月 13 日に提出した第 6 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、①対象者が平成 25 年 11 月 7 日に公表した平成 25 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（19,340,800 株）に、新株予約権（7,140 個：対象者が平成 25 年 3 月 26 日に提出した第 5 期有価証券報告書に記載された平成 25 年 2 月 28 日現在の新株予約権の数（7,630 個）に、同日から平成 25 年 9 月 30 日までの変更（対象によれば、平成 25 年 3 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までに、新株予約権は 490 個減少しているとのことです。）を反映した新株予約権の数）の目的となる対象者株式の数（714,000 株）を加え、②上記平成 25 年 12 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成 25 年 9 月 30 日現在対象者が保有する自己株式数（530,500 株）を控除した株式数（19,524,300 株）に係る議決権の数（195,243 個）を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 14,345 百万円

- (注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（9,500,000 株）に、本公開買付価格（1,510 円）を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 25 年 12 月 12 日（木曜日）

（注）法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 25 年 12 月 27 日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,500,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させる

ものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしニ、ヘないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいづれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット＆コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット＆コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット＆コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット＆コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット＆コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット＆コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募は受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められますことがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 11 月 8 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の業績への見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた際には、速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、当社の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した対象者の企业文化を高く評価し、今後も対象者の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、当社グループとの酒類の共同調達によって対象者において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したことです。なお、対象者の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルファンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。一方で、本公開買付価格は、近時の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格がAGSコンサルティングから取得した対象者株式の株式価値算定書に照らせば、妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成25年11月7日に「平成25年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場にななく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①損益の状況

会計期間	平成25年12月期第3四半期累計期間
売上高	32,293百万円
売上原価	10,904百万円
販売費及び一般管理費	19,195百万円
営業外収益	128百万円
営業外費用	102百万円
四半期純利益	965百万円

② 1株当たりの状況

会計期間	平成 25 年 12 月期第 3 四半期累計期間
1株当たり四半期純利益	50.54 円
1株当たり配当額	10.00 円

以上